

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

規制の名称：社会福祉住居施設に係る無届又は虚偽の届出に対する規制の強化

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：社会・援護局保護課

評価実施時期：令和6年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

社会福祉住居施設の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住ませ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されているところ。

これについて、平成30年に、管理者の設置、居住面積等の最低基準の創設、改善命令の創設及び事前届出義務が整備されたが、事前届出をせずに社会福祉住居施設を経営する者が一定数存在している現状があり、地方自治体が届出を勧奨しても届出に至らない場合もみられる。

これについて、社会福祉住居施設に係る無届又は虚偽の届出に対する罰則の新設を行わない場合は上記の状況が改善されない。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

社会福祉住居施設の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住ませ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されているところ。

【課題発生の原因】

これについて、平成 30 年に、管理者の設置、居住面積等の最低基準の創設、改善命令の創設及び事前届出義務が整備されたが、事前届出をせずに社会福祉住居施設を経営する者が一定数存在している現状があり、地方自治体が届出を勧奨しても届出に至らない場合もみられる。

【非規制手段との比較】

社会福祉住居施設の届出の実効性を確保するため、届出先である都道府県に対し、無届の疑いのある施設に対する届出勧奨を義務とすることが非規制案として考えられる。

この場合、届出勧奨を受けた無届施設の経営者については届出懈怠を行うことによる不利益が生じず、届出促進に資さない可能性がある。

これらのことから、改正案の方が適切と考える。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

改正案は社会福祉住居施設の届出の実効性を確保するため無届等の届出義務違反に対する罰則を設けるものであり、発生する遵守費用自体は従前と変わらず届出に係る事務費用のみであるため、新たな遵守費用は発生しない

【行政費用】

遵守費用と同様に新たな行政費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の新設のため該当せず)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

届出履行を確保することで、行政が事業の実施状況を確実に把握できることができる。なお、令和4年度社会福祉推進事業「無料低額宿泊所のサテライト型住居の運営状況等に関する調査研究事業報告書」によれば、「無届施設等に関する情報提供等に基づいて自治体が令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象とした施設は累計 177 施設であり、そのうち 24.3%は調査回答時点において届出に至っていない」とされており、現状では一定数の無届施設があることが想定される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

届出履行を確保することで得られる便益は、無料低額宿泊所の利用者の生活の質の向上といった定性的なものであるため、金銭価値化することは困難と考える。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

改正案は既にある規制に係る罰則の創設であり、影響は規制に関する事務の範囲にとどまるものであるため副次的な影響はない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

改正案では、届出履行を確保することで、行政が事業の実施状況を確実に把握でき、社会福祉住居施設における良質な住まいの確保が期待される。一方で、改正案は社会福祉住居施設の届出の実効性を確保するため届出義務違反に対する罰則を設けるものであり、新たな遵守費用及び行政費用が発生するようなものではない。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

社会福祉住居施設について、届出制ではなく、許可制とすることが代替案として考えられる。この場合、社会福祉住居施設の設立についての参入障壁が高くなるため、社会福祉住居施設を必要とする者へのニーズに対応することが困難になる可能性がある。これらのことから、改正案の方が適切と考える。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）において改正内容について議論を行った。https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしてしている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難